

教育委員会 2月臨時会議事録

会議名 教育委員会 2月臨時会
開催日 平成30年 2月16日（金）午後3時00分～午後3時33分
開催場所 教育研修センター 大研修室
出席者 高須教育長、岩根教育長職務代理者、藤田委員、真野委員
事務局等出席者
荻野学校教育部長、有山教育監、野呂教育監、良社会教育部長、藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長、田伏社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、若林学務課長、寺西文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、赤堀青少年課長、川原青少年課課長、高宮教育政策総務課長代理兼係長、中村教育政策総務課係長、河野（教育政策総務課担当）

○高須教育長

ただ今から、教育委員会臨時会を始めさせていただきます。

本日の案件は、議決事項が1件でございます。

本日の署名人につきましては、教育委員会2月定例会で署名人をお願いする予定の真野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。本日の署名人は真野委員にお願いいたします。

それでは、本日、教育委員会臨時会を開催させていただくことになりました理由及び配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日はお忙しい中、教育委員会2月臨時会に御出席賜りありがとうございます。

本日御上程させていただきます議案第4号、市長からの意見聴取につきましては、教育委員会2月定例会で御審議いただく予定をしておりましたが、重要かつ緊急をする事項について御審議いただく必要があるため、本日、臨時会を開催させていただくこととなりました。

また、本日の配付資料につきましては、教育委員会臨時会の議案書でございます。

以上でございます。

○高須教育長

それでは、議案書1ページ、議案第4号、市長からの意見聴取についてを議題いたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第4号、市長からの意見聴取について、3月市議会定例会において提出される教育委員会に係る議案につきまして、協議をお願いするものでございます。

当議案の内容につきましては、順次御説明をさせていただきます。

○高須教育長

では、始めに、1、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

なお、条文の朗読は省略させていただき、改正理由及び主な改正内容について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

改正理由は、一般職の職員の給与について、給料月額、勤勉手当等の改定を行う等のため、本条例等の一部を改正するものでございます。

次に、主な改正内容を御説明いたします。

まず、第1条は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、給料月額の改定としまして、給料表の給料月額を平均0.15パーセント(488円)引き上げ、勤勉手当の改定としまして、12月期の支給割合を100分の95(再任用職員にあっては100分の45)とするものでございます。

次に、9ページをお開き願いたいと存じます。

第2条は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、勤勉手当の改定としまして、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の90(再任用職員にあっては100分の42.5)とするものでございます。

第3条は、寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございまして、給料月額の改定としまして、特定任期付職員及び任期付常勤・短時間勤務職員に適用する給料表の給料月額を引き上げ、期末手当の改定としまして、特定任期付職員に支給する期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5とするものでございます。

次に、10ページをお開き願いたいと存じます。

最後に、第4条は、寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございまして、期末手当の改定としまして、特定任期付職員に支給する期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の165とするものでございます。

また、附則といたしまして、施行期日を公布の日とし、ただし、第2条及び第4条

は、平成30年4月1日とするとともに、第1条及び第3条につきましては、平成29年4月1日から適用し、それぞれ改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなすものとし、平成30年4月1日における号給の調整として、昇給抑制職員等の平成30年4月1日における号給は、同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とするものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、2、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正等の説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例につきまして、御説明をさせていただきます。

なお、条文の朗読は省略させていただき、改正等理由及び主な改正等内容について御説明いたします。

議案書の14ページを御覧ください。

改正等の理由は、特別職の職員の給与について、寝屋川市議員報酬及び特別職給料審議会の答申を踏まえ、給料月額及び期末手当の改定等を行うとともに、併せて一般職の職員の給与改定に伴う期末手当の改定等を行うため、本条例等の一部改正等を行うものでございます。

次に、主な改正等内容の御説明いたします。

まず、第1条は、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、期末手当の改定としまして、12ヶ月期の支給割合を100分の230とするものでございます。

次に、第2条は、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、期末手当の改定としまして、6ヶ月期の支給割合を100分の212.5、12ヶ月期の支給割合を100分の227.5とし、給料月額の改定としまして、市長を102万円、副市長を87万円、教育委員会教育長を77万円とするものでございます。

次に、第3条は、寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、勤勉手当の改定としまして、12ヶ月期の支給割合を100分の92.5とするものでございます。

次に、第4条は、寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、給与としまして、勤勉手当を廃止し、給料としまして、給料月額を77万円に改定し、諸手当としまして、地域手当及び通勤手当の月額並びに期末手当の額については、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける特別職の職員の例によることとするものでございます。

最後に、第5条は、寝屋川市特別職の職員等の給料等の特例に関する条例を廃止するものでございます。

また、附則といたしまして、施行期日を公布の日とし、第2条、第4条及び第5条は、平成30年4月1日とするとともに、第1条及び第3条については、平成29年12月1日から適用し、それぞれ、改正前の条例に基づいて支給された手当は、改正後の条例による給与の内払とみなすものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、3、寝屋川市教育委員会の委員の数を定める条例の制定の説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

寝屋川市教育委員会の委員の数を定める条例の制定について、御説明いたします。

本条例は、教育行政により多様な意見を取り入れ、幅広く反映させるために委員を増員するものでございます。

また、条例制定後につきましては、教育委員会の一層の活性化、教育委員会の議論により市民感覚を取り入れ、より開かれた教育行政を推進するため、委員の公募を考えております。

それでは、条文の朗読は省略させていただき、制定理由及び制定内容について御説明いたします。

それでは、17ページを御覧ください。

まず、制定理由としましては、寝屋川市教育委員会の委員の数を5人とするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

次に、制定内容としまして、第1条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、寝屋川市教育委員会の委員の数を定めるものでございます。

第2条は、寝屋川市教育委員会の委員の数を5人とするものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は、平成30年7月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、4、平成29年度寝屋川市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）の説明をお願いします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

平成29年度寝屋川市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

議案書の18ページを御覧ください。歳出予算補正でございます。

今回の補正につきましては、全て人事院勧告に基づく給与改定、及び、退職見込者数の増に伴う人件費の精算補正でございます。

項：教育総務費、目：教育委員会総務費、補正額365万5,000円、項：小学校費、目：学校管理費、補正額84万4,000円、項：小学校費、目：学校給食費、補正額183万7,000円、項：中学校費、目：学校管理費、補正額78万6,000円、項：幼稚園費、目：幼稚園管理費、補正額106万3,000円、項：社会教育費、目：社会教育総務費、補正額148万9,000円、項：社会教育費、目：図書館費、補正額71万5,000円、項：社会教育費、目：留守家庭児童会費、補正額364万6,000円、項：社会体育費、目：社会体育総務費、補正額41万9,000円でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、最後に、5、平成30年度寝屋川市一般会計予算（教育委員会関係分）の説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

平成30年度寝屋川市一般会計当初予算（案）（教育委員会関係分）について御説明いたします。

20ページを御覧ください。

始めに、平成30年度の教育費の状況でございます。

1、当初予算（案）における教育費でございますが、一般会計836億9,000万円、そのうち、一般会計における教育費は63億3,127万円を計上しており、構成比は7.6パーセント、対前年度比108.6パーセントでございます。

次に、2、教育費の性質別構成内訳でございますが、投資的経費が6億876万8,000円、人件費が19億6,500万円、物件費が28億1,893万2,000円でございます。その他の経費が9億3,857万円でございます。

次に、22ページから24ページまでの平成30年度教育委員会事務事業概要（当初予算）につきましては、25ページに掲載しております平成30年度当初予算（案）主要事業概要（教育委員会関係）において御説明いたします。

25ページを御覧ください。

事業名欄にあります「◎」は新規事業、「○」は拡充事業、「・」は継続事業を示しており、新規事業及び拡充事業につきまして、説明いたします。

なお、拡充事業につきましては、従来分を含んだ金額で掲載しております。

まず、3、英検受検料補助は、拡充事業として、777万2,000円を計上しており、国立、私立等の小中学校に通う児童・生徒及び市立小中学校の教員を補助対象者に新たに追加するものでございます。

次に、9、外国人英語講師の派遣は、拡充事業として、6,496万円を計上しており、1中学校区に1人配置している外国人英語講師を、1中学校区に1人及び英語村に専任として2人配置に拡充するものでございます。

次に、12、学校司書の配置は、拡充事業として、1,799万8,000円を計上しており、学校図書館の職務に従事する司書を6人配置から9人配置に拡充するものでございます。

次に、13、小・中学校休業日等学習支援は、拡充事業として、6,989万4,000円を計上しており、個別学習支援について、対象者を希望する全中学生から希望する小学校5・6年生及び全中学生に拡充するものでございます。

次に、15、スクールソーシャルワーカーの配置は、拡充事業として、432万円を計上しており、スクールソーシャルワーカーの配置人数を2人から3人へ、回数についても280回から360回へ拡充するものでございます。

次に、17、小中一貫校の設置は、拡充事業として、6,015万7,000円を計上しており、平成34年4月開校を目指す第四中学校区3校による施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組を進めるもので、民間活力を活用した小中一貫校施設整備等を行うため、外部コンサルタントから専門的な技術支援を得る業務委託契約を締結すること及び小中一貫校施設整備に係る明和小学校運動場等の整備を行うものでございます。

次に、18、小学校給食調理業務委託は、拡充事業として、1億9,061万円を計上しており、平成30年度より啓明・木田・宇谷小学校の3校を新たに民間委託するものでございます。

次に、21、私立幼稚園就園奨励費は、拡充事業として、2億4,552万7,000円を計上しており、私立幼稚園に補助金の交付を行い、私立幼稚園における教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るために実施するもので、拡充内容としましては、年収約270万円以上の世帯から年収約360万円未満の世帯の第1子及び第2子の保護者負担額を軽減するものでございます。

次に、22、多子世帯等への市立幼稚園保育料支援は、拡充事業として、市立幼稚園に通園する園児について、多子世帯等への幼稚園保育料を支援し、保護者の経済的負担の更なる軽減を図るために実施するもので、拡充内容としましては、年収約270万円以上の世帯から年収約360万円未満世帯の第1子・第2子の保護者負担額を軽減するものでございます。

次に、24、義務教育就学奨励費は、拡充事業として、3億1,921万2,000円を計上しており、対象者に国立、私立等小中学校に就学する児童・生徒の保護者を追加するものでございます。

次に、25、特別支援教育就学奨励費は、拡充事業として、1,441万2,000円を計上し

ており、入学準備金の単価の引上げを行うものでございます。

次に、26、旧明徳小学校への教育研修センターの移転は、拡充事業として、2億9,609万8,000円を計上しており、旧明徳小学校校舎改修工事、工事に係る家屋調査、地域公共ネットワークの移設等を行うものでございます。

次に、27、児童安全安心事業は、新規事業として、1,541万4,000円を計上しており、児童の安全・安心を確保するため、保護者の携帯端末等で自身の子どもの現在位置が確認できる位置情報サービスを提供できるよう、市立小学1年生に通信端末を配布するものでございます。

次に、28、通学路等における防犯カメラの設置は、新規事業で、犯罪の抑止を図り、子どもの安全を守るため、通学路等における危険箇所に防犯カメラを平成30年度及び平成31年度の2か年で360台設置するものでございまして、平成30年度におきましては、240台設置するものでございます。

次に、30、放課後子供教室は、拡充事業として、5,037万4,000円を計上しており、放課後子ども総合プランの推進に当たり、12校において放課後校庭開放事業を施行し実施していたものを全小学校に拡充するものでございます。

次に、33、家庭教育サポートチームの派遣は、拡充事業として、2,417万1,000円を計上しており、夏季休業中に児童生徒支援人材と連携した小1・中1の全家庭への訪問を行うため、15名の家庭教育サポーターを24名に増員し、全小学校の配置に拡充するものでございます。

次に、35、留守家庭児童会の体制整備は、拡充事業として、6億4,773万2,000円を計上しており、これまで土曜開所日を年6回程度としておりましたが、12校において、全土曜日に拡充するものでございます。

次に、37、オーサービジット事業は、新規事業として、40万円を計上しており、作家を招いて講演会等を開催し、市民の読書活動の普及及び意欲の向上を図るものでございます。

次に、38、エスポアール旧館解体撤去及び新館改修工事設計は、新規事業として、663万6,000円を計上しており、平成31年度のエスポアールの旧館解体撤去及び機能移転に伴う新館改修に係る設計を実施するものでございます。

次に、39、指定文化財「八相涅槃図」の修復は、新規事業として、117万9,000円を計上しており、市指定文化財「八相涅槃図」の修復作業に対し補助金を交付し、年3回実施している市指定文化財特別公開事業で市民へ公開するものでございます。

次に、40、(仮称) 寝屋川文化芸術祭は、新規事業として、700万6,000円を計上しており、市民の文化・芸術活動の継承、普及推進を図ることを目的とし、合唱、ダンスなどの舞台発表、作品の展示や体験教室を開催するものでございます。

次に、41、寝屋川ハーフマラソン事業補助は、拡充事業として、1,200万円を計上しており、沿道警備の強化のため警備員の増員等をするものでございます。

次に、43、市民体育大会及び北河内、府等大会代表選手派遣事業は、拡充事業とし

て、931万7,000円を計上しており、市民体育大会を開催し、北河内・大阪府総合体育大会等への代表選手を派遣することにより、競技スポーツの振興を目指すもので、代表選手ユニフォームの新規購入・貸与を新たに行うものでございます。

次に、44、市民体育館改修工事は、拡充事業として、850万円を計上しており、利用者が安全で快適に利用できる施設環境の保持・充実を図るため、卓球室床張替工事を実施するものでございます。

最後に、45、（仮称）寝屋川版プールズ事業は、新規事業として、2,000万円を計上しており、夏休みに子どもが安心して、水に親しみ、水遊びができるよう、小学校の校庭等を利用し、（仮称）寝屋川版プールズとしてスライダーや簡易プールの設置をするものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

はい。今、説明がありましたが、一般会計予算が対前年度比91.8パーセントと縮小する中で、教育費予算については108.6パーセントと増加しています。

新規や拡充事業が多い中、縮小あるいは廃止した事業はありますか。

はい、荻野部長。

○荻野学校教育部長

前年度と比較し増加した要素につきましては、小中学校給食調理業務委託で約1億1,400万円、教育研修センターの移転事業で約3億円、小中一貫校の設置で約6千万円でございまして、そのうち、明和小学校の運動場等整備工事が約3,700万円、アドバイザリー業務委託料が約2,300万円でございます。

また、プールズ事業で2,000万円、第五小学校の橋梁寿命化修繕工事で約2,000万円増加しており、前年度から約5億円増加しております。

減少した要素につきましては、小中学校のプール改修工事で約6,200万円、人件費で約1,000万円減少しており、合わせて約7,200万円減少している状況でございます。

○高須教育長

はい。そのほかに、各担当課から説明はございませんか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

先ほど説明がありました25ページ・40の（仮称）寝屋川文化芸術祭について、文化スポーツ室でイベントの見直しをさせていただきました。内容といたしましては、市民文化祭、アルカスピアノコンクール、ミュージカル寝屋川のはちかづきの3事業を見直し、文化芸術祭という新たな事業としております。

今までの約1,700万円だった経費に対し、今回は700万円とし、約1,000万円程度の減額となっております。

詳細につきましては、今まで中央公民館で開催しておりました市民文化祭を、寝屋川市駅前のイベントとし、アルカスホール、大阪電気通信大学、中央小学校、市民会

館の4つの会場を利用いたしまして、文化芸術を一堂に会して行うイベントに見直ししております。

以上でございます。

○高須教育長

はい。そのほかに、各担当課から説明はございませんか。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

学校教育部としましては、ほぼ増加傾向にありますが、その中で、幼稚園費につきましては、20ページを御覧いただきますように、総額で3,328万7,000円減額しております。先ほどの説明では、拡充要素がありましたが、園児の減少等により、このような減額分も含まれておりますので、お知りおきください。

○高須教育長

はい。それでは、各委員の皆様から御意見、御質問をお伺いしたいと考えます。

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

2点お聞きします。まず、21ページの中学校費・学校給食費につきまして、温かい給食の提供等により、約26パーセント増加していると理解したらよろしいですか。

○高須教育長

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

この中学校費の増額につきましては、温かい給食への取組とは別で、過去5年間の契約満了に伴い、平成30年度からの新たな契約に伴う単価の増加でございます。

温かい給食への取組につきましては、試行実施等もさせていただきまして、今後様々な手法を検討していく中で、手法が決まりましたら、また更に増額として、補正予算を計上していきたいと考えております。

○高須教育長

はい。岩根教育長職務代理者、よろしいですか。

○岩根教育長職務代理者

はい、ありがとうございました。

最後にもう1点ですが、25ページの22の拡充事業及び28の新規事業について、どちらも当初予算額が計上されていないのは、国や大阪府からの補助金があるということですか。

○高須教育長

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

まず、22の多子世帯等への市立幼稚園保育料支援につきましては、歳出予算での計

上としては0となっております。実際には、市立幼稚園の保育料は、歳入として計上されるものとして、歳入が減少すると、歳出としても見えず、当初予算額は0と記載しております。

次に、28の通学路等における防犯カメラの設置につきましては、防犯カメラのリースを考えておりまして、平成30年度につきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、240台を設置いたします。そのため、平成30年度は、使用料は発生しません。防犯カメラの設置工事は業者で行いますが、市の費用としては発生しません。

以上でございます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第4号、市長からの意見聴取についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほか、事務局から報告事項があればお願いいいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会臨時会を終了させていただきます。